

## 中学校選択制度の概要

区立小・中学校の就学は教育委員会が指定することとされており（学校教育法施行令第5条第2項）練馬区では、居住地ごとに小・中学校の通学区域を定め、通学区域内にある学校を「指定校」としている。

また、教育委員会は、就学先を指定する場合に、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる（学校教育法施行規則第32条）。

練馬区では、区立中学校に入学する新1年生の保護者や児童が自らの意思で学校を選択できることや、学校の活性化と魅力ある学校づくりを目指し、平成17年度入学時から「学校選択制度」を導入している。

### 学校選択制度の流れ

